

令和 7 年度 都市計画基礎データ整備業務委託仕様書

この仕様書は、市川市（以下「委託者」という。）が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

1 件 名 令和 7 年度 都市計画基礎データ整備業務委託

2 業務目的

本業務は、委託者が使用する都市計画業務支援システム等で運用する都市計画基礎データ（地域地区及び都市施設等の GIS データ）について、令和 7 年度までに都市計画変更等のあった事項について最新の情報に更新するとともに、都市計画業務に必要な基礎データを作成することを目的とする。

3 委託場所 市川市全域

4 納入場所 市川市南八幡 2 丁目 20 番 2 号 市川市街づくり部街づくり計画課

5 委託期間 契約日の翌日より令和 8 年 2 月 27 日まで

6 業務内容

本業務における作業内容は、次のとおりとする。

（1）計画準備・資料収集整理

本業務における実施計画書を作成するとともに、必要な資料を収集し、資料の内容及びデータの構造等を整理し、円滑な業務履行を確保するものとする。

（2）都市計画基礎データの作成及び更新

令和 7 年度までに都市計画決定又は変更のあった以下の事項に関して、都市計画基礎データ（図形・属性データ）の作成及び更新を行うものとする。

- ① 生産緑地地区の更新（11 箇所）：図形・属性データの更新（別紙 1）
- ② 区域区分のデータ作成（1 箇所）：都市計画基礎データ作成（区域区分/1 箇所）（別紙 2）
- ③ 用途地域のデータ作成（1 箇所）：都市計画基礎データ作成（用途地域/1 箇所）（別紙 2）

（3）都市計画関連データの作成

次の事項に関する都市計画関連データ（図形・属性データ）の作成を行うものとする。

- ① 特定生産緑地のデータ作成（25 箇所）：図形・属性データの作成（別紙 3）

（4）データの作成及び更新の方法

- 1）本業務で作成する GIS データは、Shape 形式とする。
- 2）データの作成及び更新にあたっては、データ毎にレイヤを作成するとともに、隣接する区域、あるいは別項目であっても境界が一致する区域については、本仕様書「9. 資料の貸与と返却（1）」で示す貸与データを原データとして、座標値を一致させるものとする。ま

た、データ作成及び修正箇所に関する隣接データについても修正対象とし調整するものとする。

3) データの属性項目の入力については、平成 12 年 7 月建設省都市局が公表した都市計画 GIS 標準化ガイドライン（案）を基本とし、詳細については委託者受託者協議のうえ決定するものとする。

4) 本業務で作成及び更新をしたデータは、委託者が使用する都市計画業務支援システムで運用可能なデータ定義で納品するものとする。

(5) 座標系

本業務のデータ作成及び更新に使用する位置座標は、次のとおりとする。

①測 地 系：世界測地系

②平面位置座標：平面直角座標系第ⅠX系

③垂直位置座標：東京湾平均海面からの高さ（T. P）

(6) データの検証・修正

受託者は、前条にて作成及び更新をしたデータについて、トポロジ構造を利用した論理チェックを行うことで、データ瑕疵及び編集時に作成された微小ポリゴンの抽出を行いデータの検証作業を行うものとする。

(7) データの整備・取りまとめ

受託者は、前条にて検証及び修正を行ったデータについて、本仕様書の「10 提出書類及び成果品」の「(2) 報告書及び成果品」に示す提出方法に則って提出すべく、成果品として整備し、取りまとめるものとする。

7 業務担当技術者の要件及び業務実施体制

(1) 業務担当技術者は、作業計画の立案、工程管理及び精度管理を総括するものとする。

また、業務担当技術者には、測量法に基づく測量士または測量士補の有資格者と、地理空間情報専門技術認定（GIS 一級）の有資格者を配置しなければならない。

(2) 業務担当技術者は、業務委託契約約款第 7 条第 3 項に基づく業務責任者を兼ねることができる。

(3) 受託者は、本業務を適正かつ円滑に実施するため、委託者と密接に連絡をとるものとし、進捗状況に応じ、委託者に随時報告をしなければならない。

また、打合せ協議は、当初及び成果品納入時の計 2 回とし、打合せごとに打合せ記録簿を作成のうえで、委託者・受託者の捺印を行い、双方にて保管すること。

8 「登録のための確認のお願い」の作成

(1) 業務実績の登録

請負金額 100 万円以上の設計・調査業務等については、(一財) 日本建設情報総合センターが提供する「コリンズ・テクリス」へ登録するものとする。

(2) 業務カルテの作成登録

受託者は、(一財) 日本建設情報総合センターが提供するコリンズ・テクリスを用い、「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けた後に、(一財) 日本建設情報総合

センターに登録申請するとともに、同センター発行の「登録内容確認書」を監督職員に提出しなければならない。

なお、提出の期限は、以下のとおりとする。

ア) 受託時登録データの提出期限は、契約締結後 15 日以内とする。

イ) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後 15 日以内とする。

ウ) 業務遂行中に受託時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から 15 日以内に変更データを提出しなければならない。

9 資料の貸与と返却

(1) 本業務の実施にあたり、委託者は受託者に次の資料を貸与するものとする。受託者は、貸与資料の受け渡し時に借用書を提出するものとする。

①都市計画基本図データ（国土交通省 DM フォーマットファイル形式）

②都市計画基礎データ（生産緑地地区、区域区分、用途地域：Shape 形式）

③都市計画関連データ（特定生産緑地：Shape 形式）

④都市計画決定及び変更に関する図書

(2) 本業務の実施にあたり、前項の資料の他、資料の貸与を要する場合は、委託者受託者協議のうえ決定する。

(3) 受託者は、委託者が貸与する資料に関して、本業務の関係者以外に情報が漏れることのないよう取扱いと保管に留意し、本業務の目的外に使用しないこと。また、業務上必要であっても委託者の承諾なくして複写してはならない。

(4) 貸与資料は、本業務終了後速やかに委託者に返却する。

委託者が承諾した複写資料があるときは、委託者の指示に従い返却するものとする。複写資料が電子的に記録した情報で委託者より抹消要求があったときは、速やかに、当該情報を抹消し、その旨を書面にて報告するものとする。

10 提出書類及び成果品

(1) 提出書類

受託者は、本業務着手に先立ち、速やかに下記書類を提出し、委託者の承認を受けるものとする。なお、変更する場合も同様とする。

①着手届

②工程表

③作業実施計画書

④業務責任者通知書

⑤業務担当技術者通知書（当該業務に必要な資格の写し、または能力・経歴を証明するものを添付すること）（市指定）

⑥情報セキュリティ対策・チェックリスト

(2) 報告書及び成果品

本業務の成果品については、以下のとおりとする。

①出力図

一式

②都市計画基礎データ

一式

③都市計画関連データ

一式

成果品は、上記「①出力図」及び「②都市計画基礎データ」「③都市計画関連データ」の各種資料を A4 パイプ式ファイルに綴込み、本業務の委託名、委託者及び受託者名を明記した表題・背表紙を貼付け製本したものを、1 部作成する。

なお、上記「②都市計画基礎データ」「③都市計画関連データ」は、電子媒体（CD-R 又は CD-RW）で納品すること。

なお、本業務の成果品と合わせて、受託業務完了後、委託期間終了日までに業務完了報告書及び委託者が定める完了届（別紙 4）を提出するものとする。（報告書には、工程管理表、打合せ記録簿を添付する）

1 1 その他

- （1）受託者は、本業務の実施にあたり、作業の進捗状況を適宜報告するとともに、委託者の指示により作業途中であっても、随時履行確認を受けなければならない。
- （2）受託者は、成果品納入届とともに成果品を提出し、委託者の検査を受けなければならない。
また、同検査の合格により本業務の完了とする。
- （3）成果品納入後、品質基準を満たしていないことが判明した場合には、受託者の責任において関連する項目を再検査し、不良箇所を修正する。また、これに要する費用は受託者の負担とする。

（4）成果品に係る著作権等

①受託者は、成果物（未完成のものを含む。）又は成果物を利用して完成させた物（以下「著作権に係る成果物等」という。）が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第 21 条から第 28 条に規定する著作権者の権利（以下「著作権」という。）のうち受託者に帰属するものを成果物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

②受託者は、委託者に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾する。

（ア）成果物又は著作権に係る成果物等の内容を公表すること。

（イ）成果物又は著作権に係る成果物等の内容を維持、運営、管理、広報等のため必要な範囲内で複製し、又は改変すること。

（ウ）成果物又は著作権に係る成果物等を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。

（エ）成果物又は著作権に係る成果物等を公表するときに著作者名の表示をしないこと。

③受託者は、あらかじめ委託者の承諾又は合意を得ることなく成果物又は著作権に係る成果物等の内容を公表してはならない。

④受託者は、委託者が著作権を行使する場合において、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に規定する権利を行使してはならない。

⑤受託者は、受託者が委託者に引き渡した成果物の全てについて第三者の有する著作権等の知的財産権を侵害するものでないことを保証する。

⑥受託者が前項の規定に違反し、第三者の有する著作権等の知的財産権を侵害した場合は、

受託者は、その損害を賠償し、必要な措置を講じなければならない。

- (5) 受託者は、本業務実施中に生じた事故等に対して、発生原因、経過、被害等の状況を委託者に速やかに報告し、受託者の責任において処理を行うものとする。
- (6) 受託者は、本業務上で知り得た秘密情報を第三者へ漏らしてはならない。かつ、他の目的に使用してはならない。契約後も同様とする。
- (7) この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供することはできない。
- (8) 本業務の実施にあたり、本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、委託者受託者協議のうえ決定するものとする。

(別紙 1)

生産緑地地区の更新 (11 箇所)

対象とする生産緑地地区

※図中網掛けは作業対象としません。

【一部廃止】9 地区

2 号国府台 1 丁目第 2 生産緑地地区

5 号国府台 3 丁目第 2 生産緑地地区

83 号若宮 2 丁目第 6 生産緑地地区

125 号国分 1 丁目第 8 生産緑地地区

136 号国分 3 丁目第 4 生産緑地地区

345 号奉免町第 4 生産緑地地区

348 号奉免町第 7 生産緑地地区

351 号奉免町第 10 生産緑地地区

380 号上妙典第 2 生産緑地地区

【一部追加】2 地区

439 号稲荷木 2 丁目第 2 生産緑地地区

440 号宮久保 4 丁目第 10 生産緑地地区

計画書

市川都市計画生産緑地地区の変更（市川市決定）

市川都市計画生産緑地地区中、2号国府台1丁目第2生産緑地地区ほか18地区を次のように変更する。

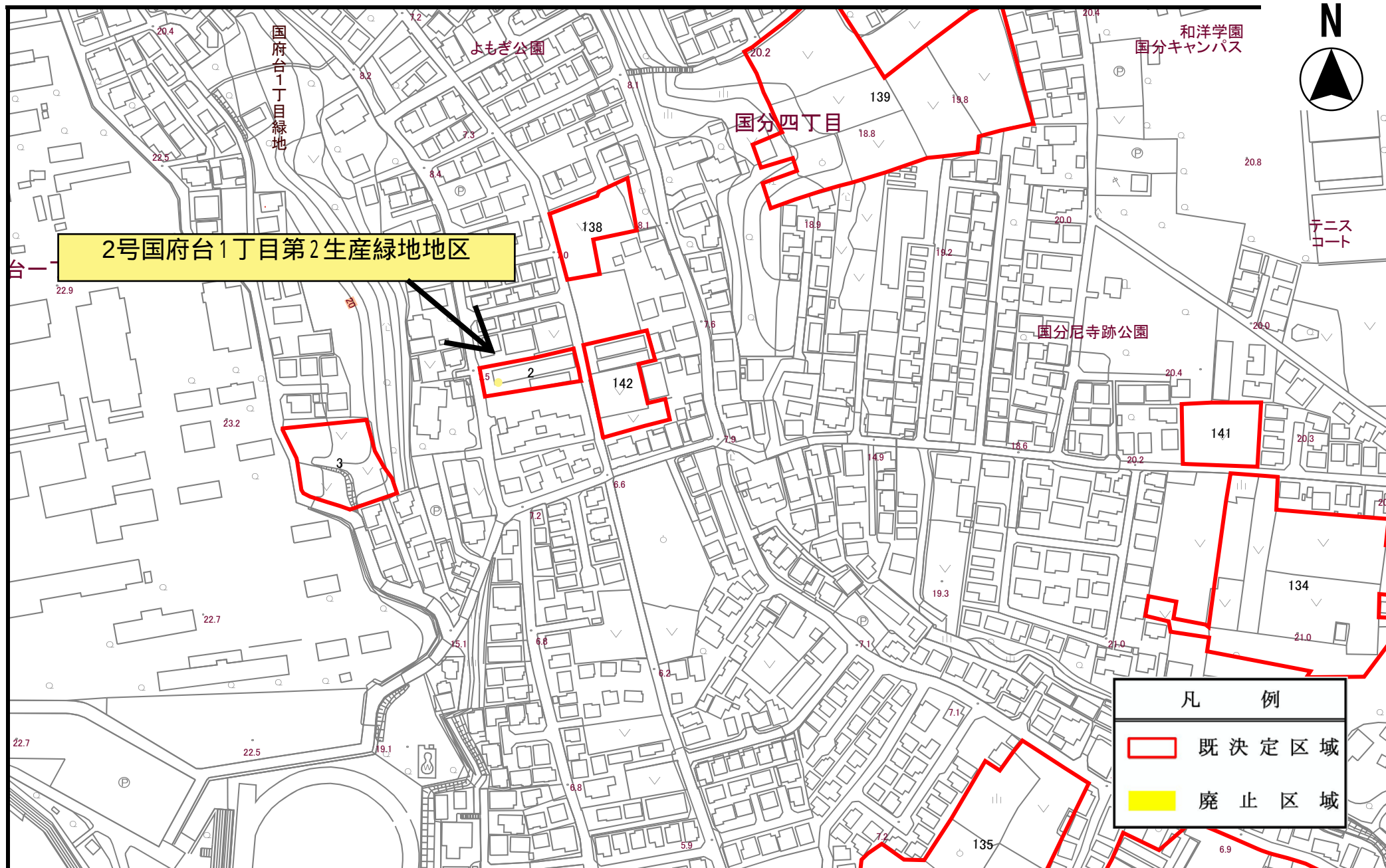
名 称		変 更 後 面 積	備 考	
番号	生 産 緑 地 名			
2	国府台1丁目第2生産緑地地区	約0.07ha	一部廃止 (公共施設設置)	△約0.00ha (△0.15m ²)
5	国府台3丁目第2生産緑地地区	約0.17ha	一部廃止	△約0.14ha
11	国府台4丁目第5生産緑地地区	—	廃止 錯誤	△約0.14ha △約0.07ha
13	真間5丁目第1生産緑地地区	—	廃止	△約0.13ha
62	宮久保5丁目第3生産緑地地区	—	廃止	△約0.07ha
83	若宮2丁目第6生産緑地地区	約0.22ha	一部廃止	△約0.15ha
87	北方3丁目第2生産緑地地区	—	廃止	△約0.11ha
125	国分1丁目第8生産緑地地区	約0.08ha	一部廃止	△約0.06ha
136	国分3丁目第4生産緑地地区	約0.94ha	一部廃止	△約0.09ha
283	大野町3丁目第3生産緑地地区	—	廃止	△約0.36ha
295	大野町3丁目第15生産緑地地区	—	廃止	△約0.17ha
300	大野町4丁目第3生産緑地地区	—	廃止	△約0.17ha
345	奉免町第4生産緑地地区	約0.17ha	一部廃止	△約1.05ha
348	奉免町第7生産緑地地区	約0.10ha	一部廃止	△約0.28ha
351	奉免町第10生産緑地地区	約0.79ha	地積更正 一部廃止 (公共施設設置)	約0.02ha △約0.01ha
360	田尻2丁目第1生産緑地地区	—	廃止	△約0.29ha
380	上妙典第2生産緑地地区	約0.07ha	一部廃止 (公共施設設置)	△約0.00ha (△2.88m ²)
439	稻荷木2丁目第2生産緑地地区	約0.12ha	追加（再指定）	約0.12ha
440	宮久保4丁目第10生産緑地地区	約0.07ha	追加（再指定）	約0.07ha
合 計		約2.80ha	廃 止	△約1.44ha
			一部廃止	△約1.78ha
			地積更正	約0.02ha
			錯 誤	△約0.07ha
			追加（再指定）	約0.19ha

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

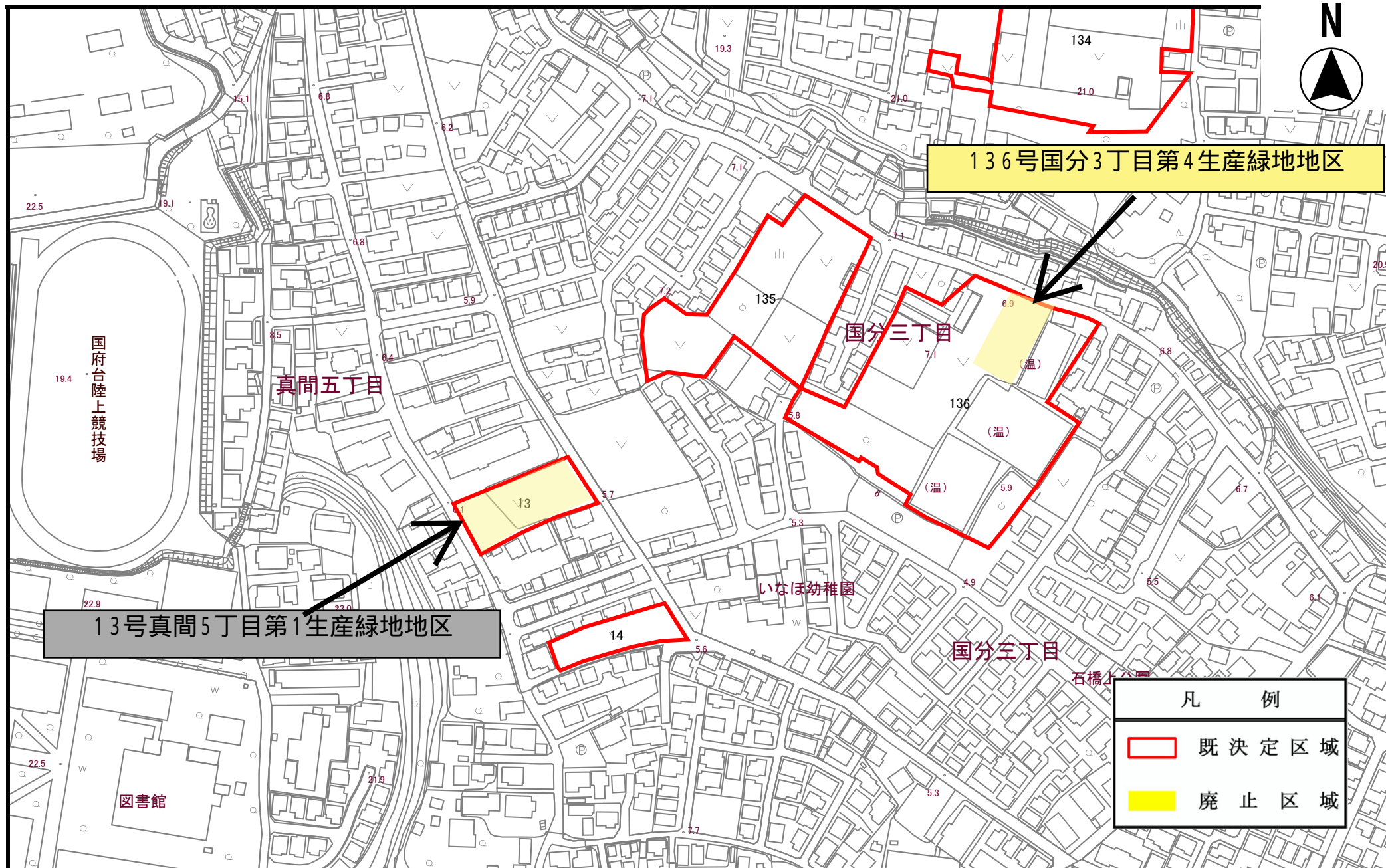
理 由

- 生産緑地法第14条に基づく行為制限の解除に伴う廃止
- 公共施設設置による廃止
- 生産緑地地区の決定・変更に関する運用方針に該当するため 再指定
- 地積更正
- 錯誤

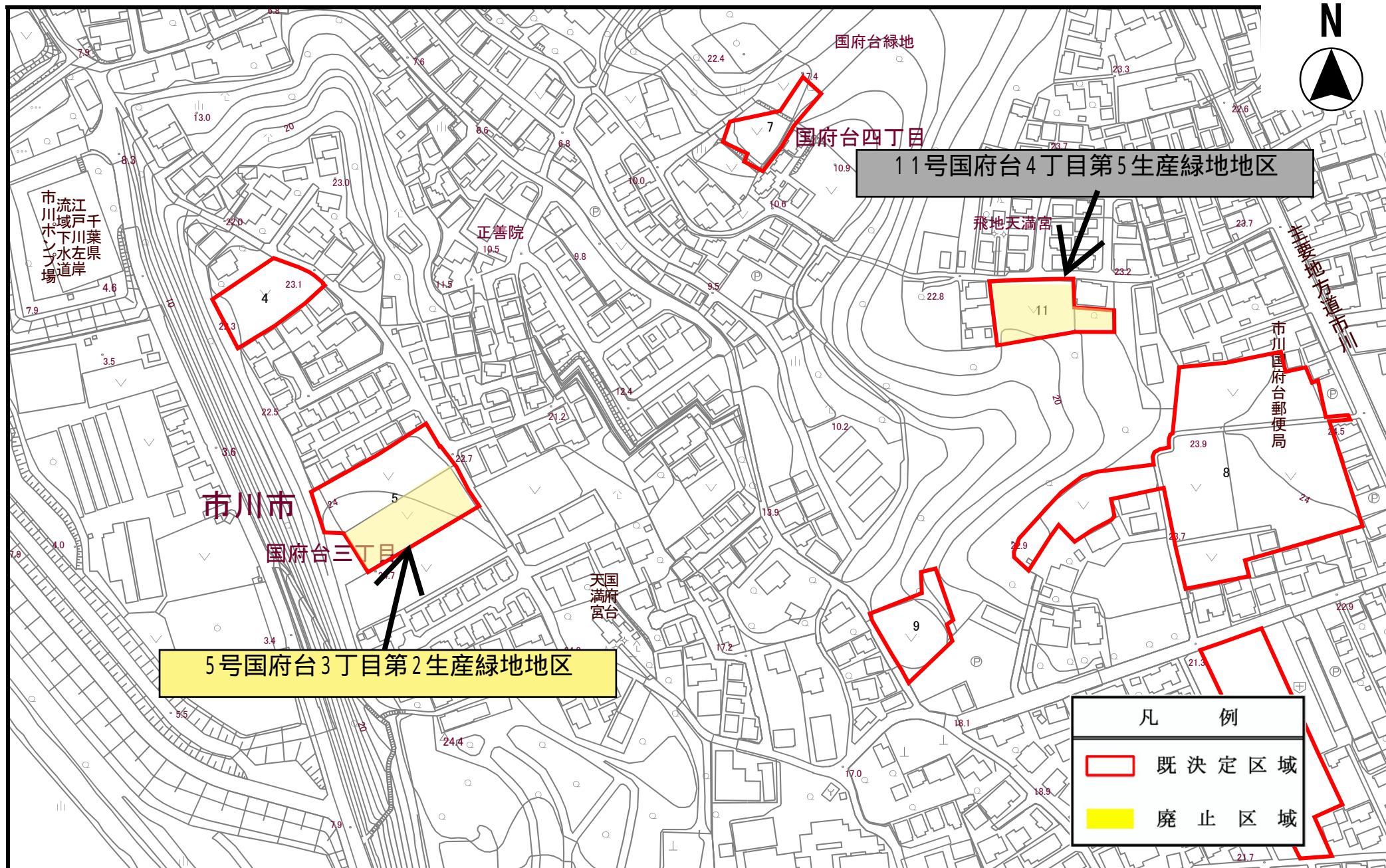
計画図1



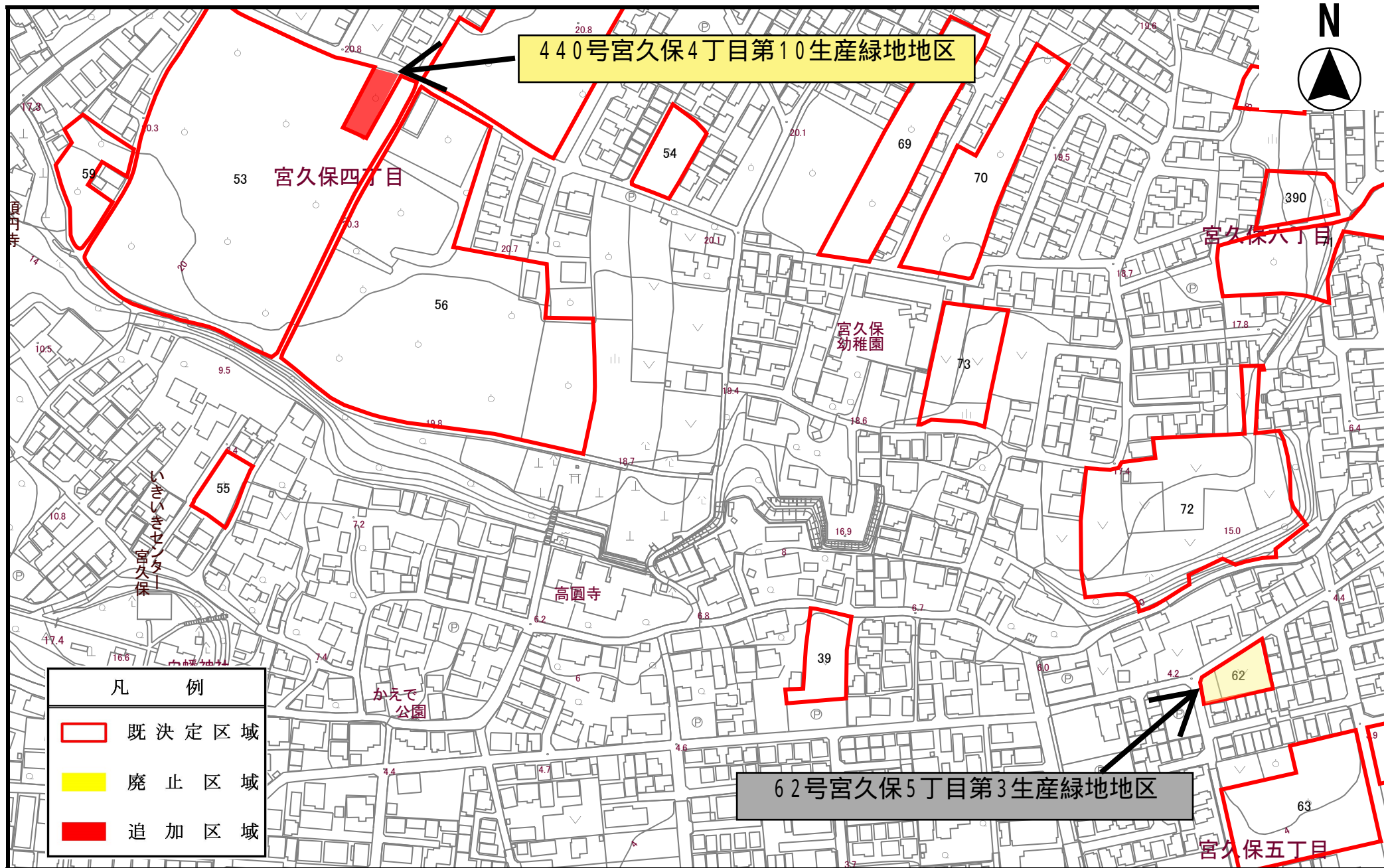
計画図2



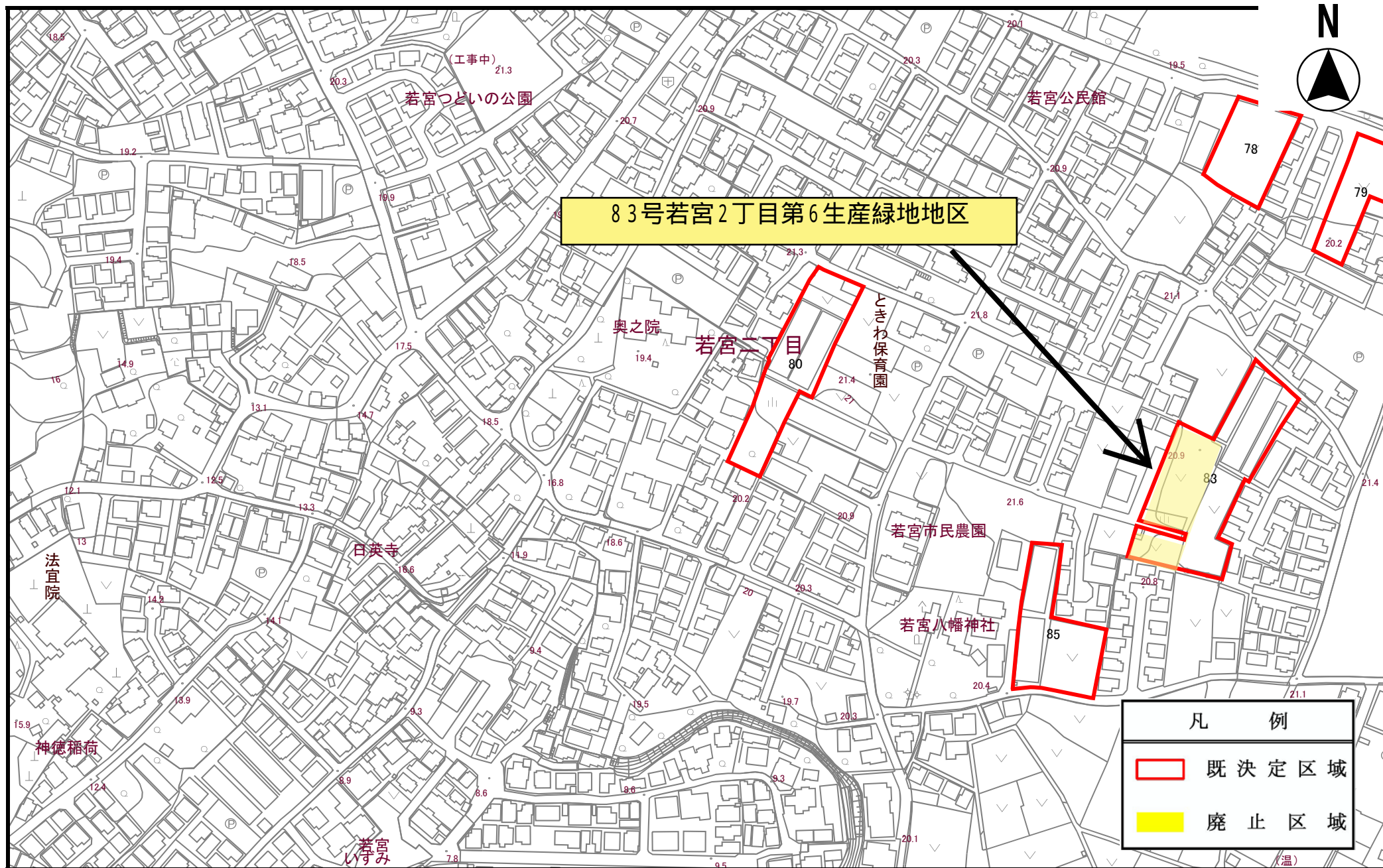
計画図3



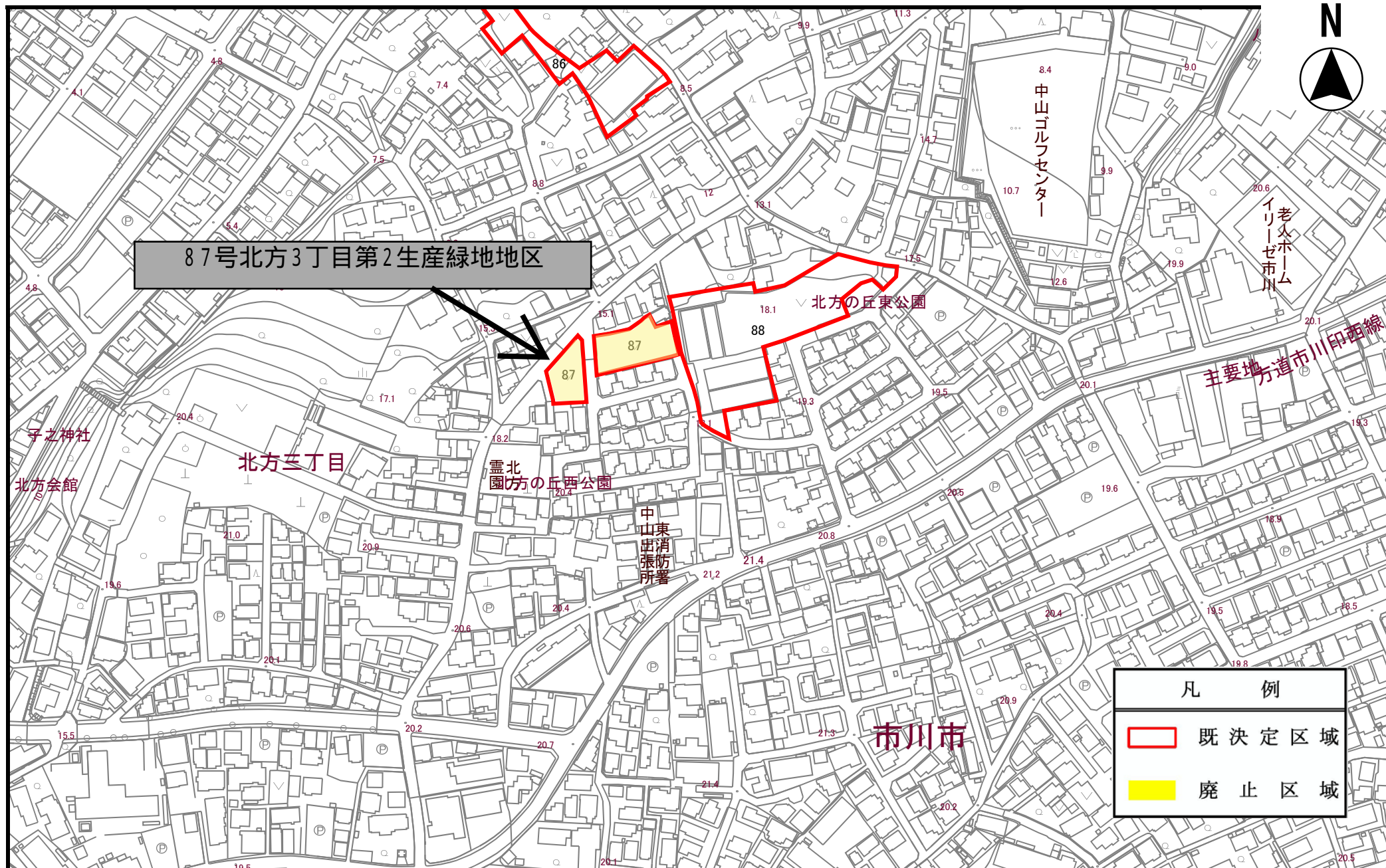
計画図4



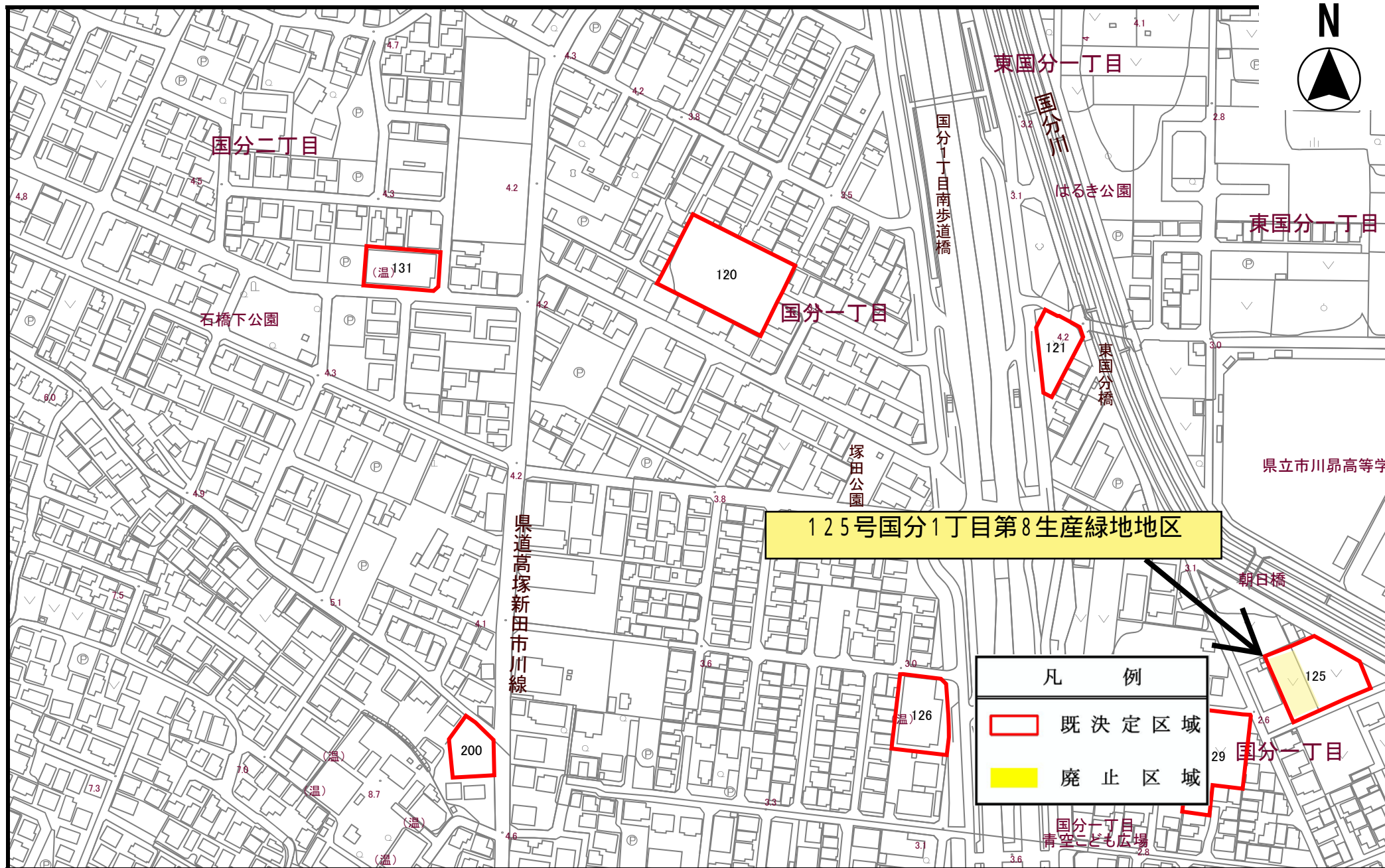
計画図 5



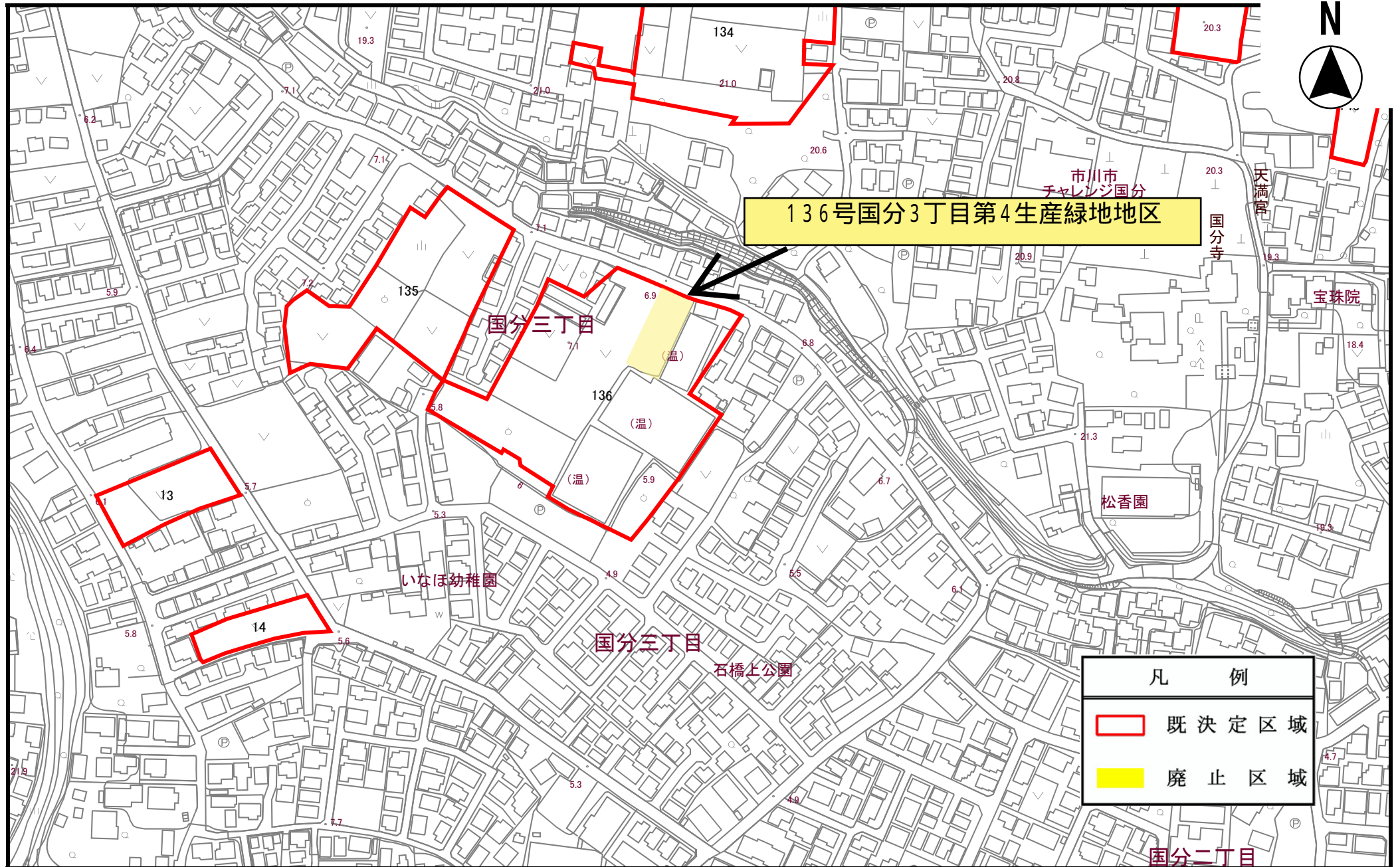
計画図6



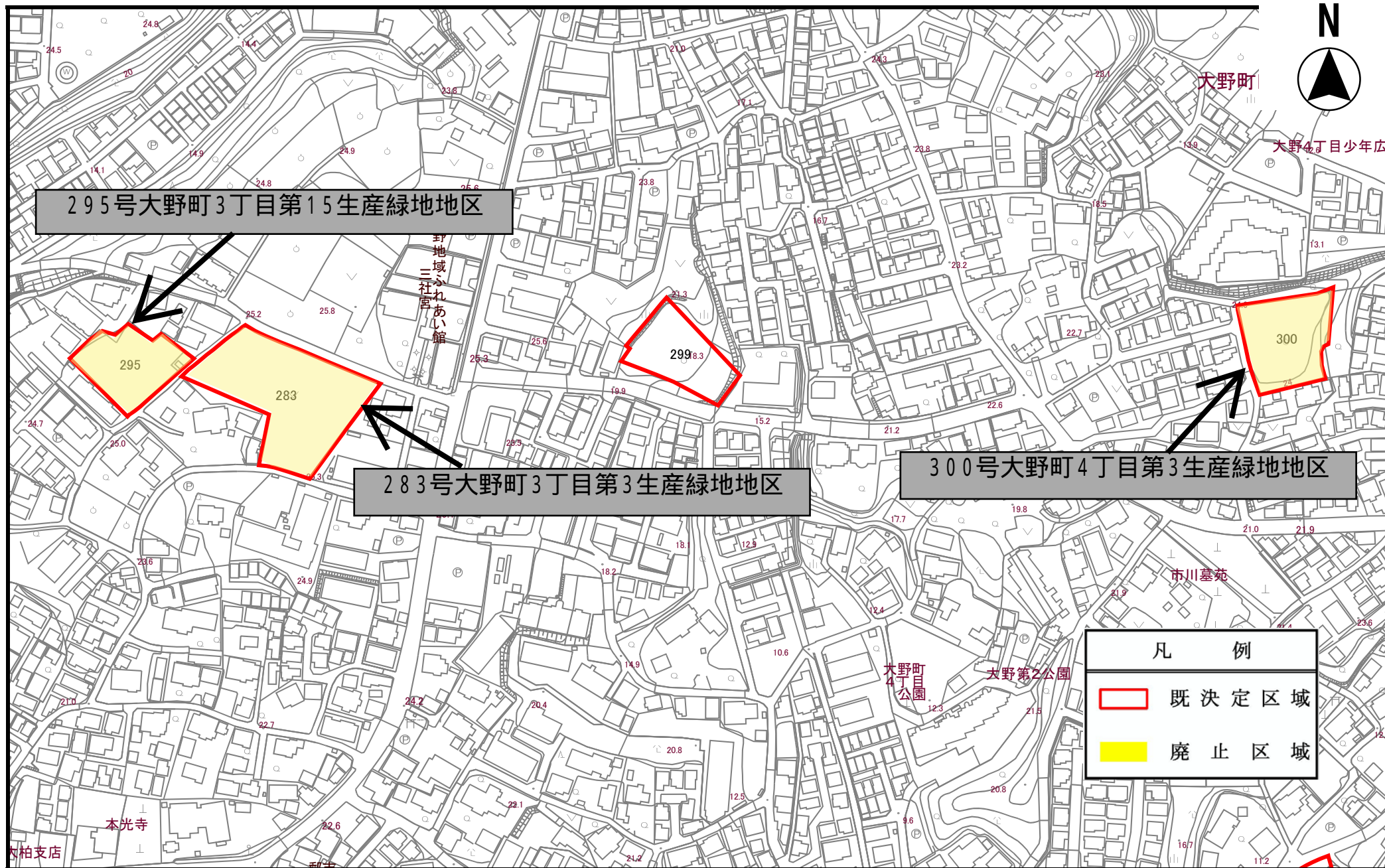
計画図7



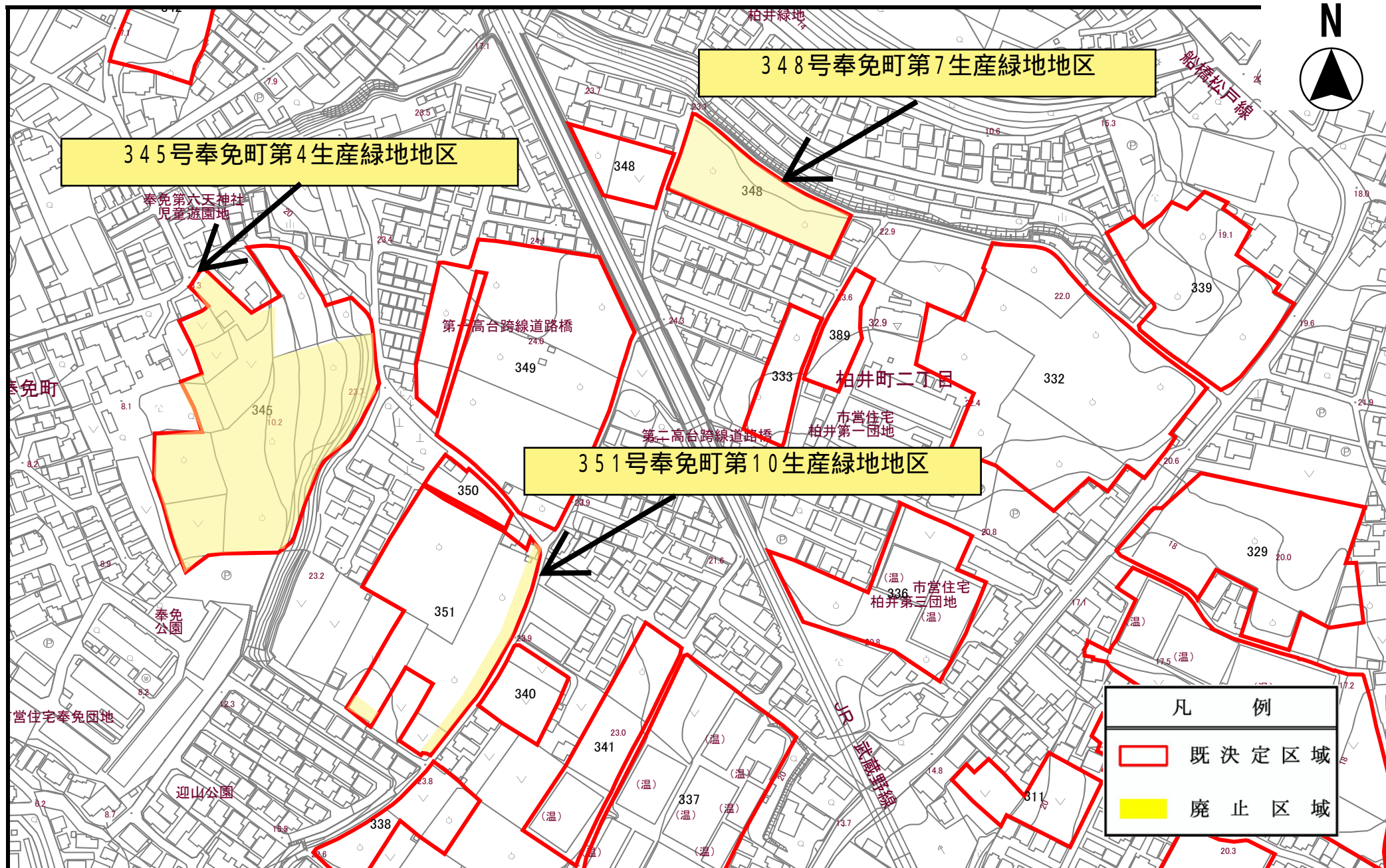
計画図 8



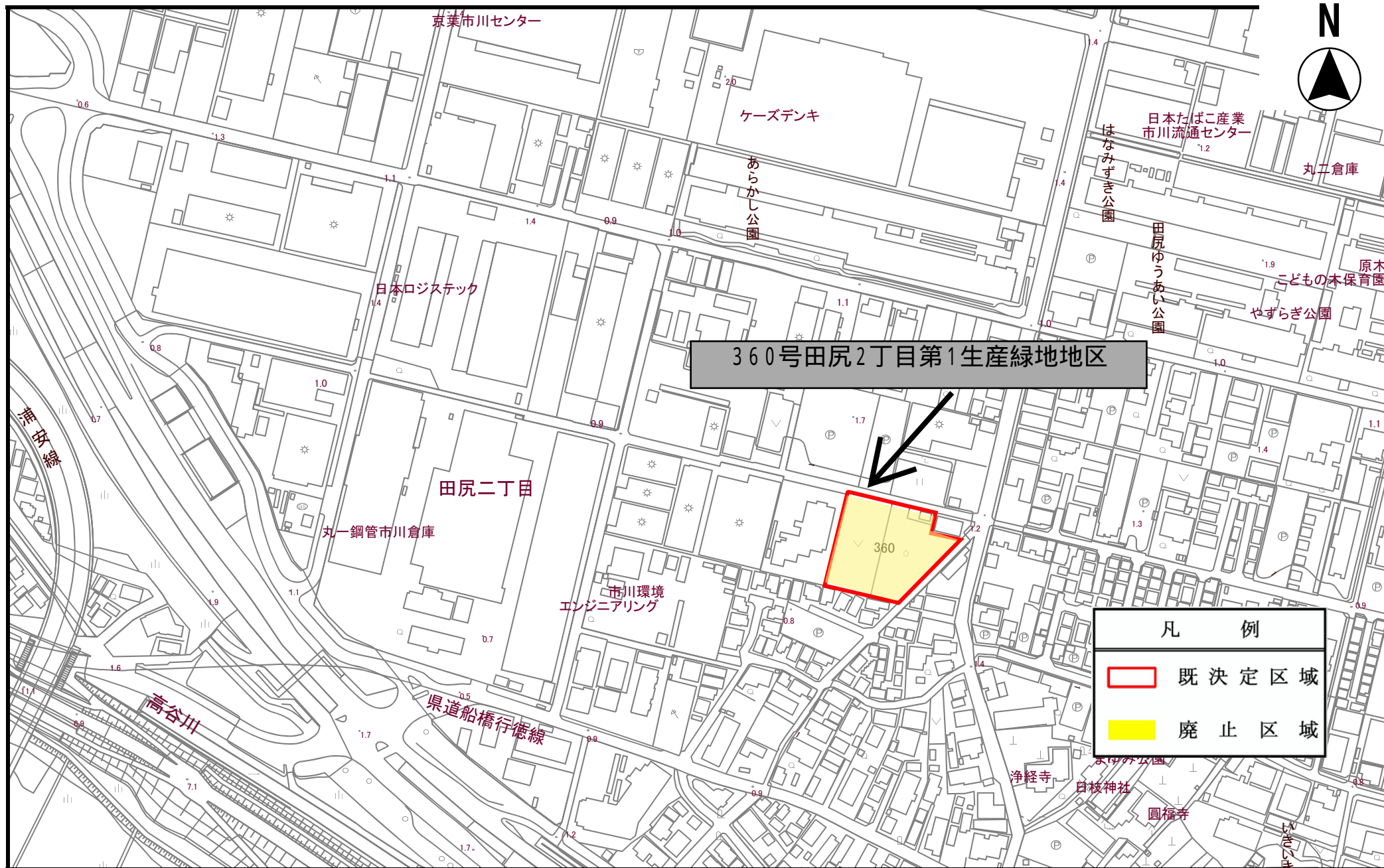
計画図 9



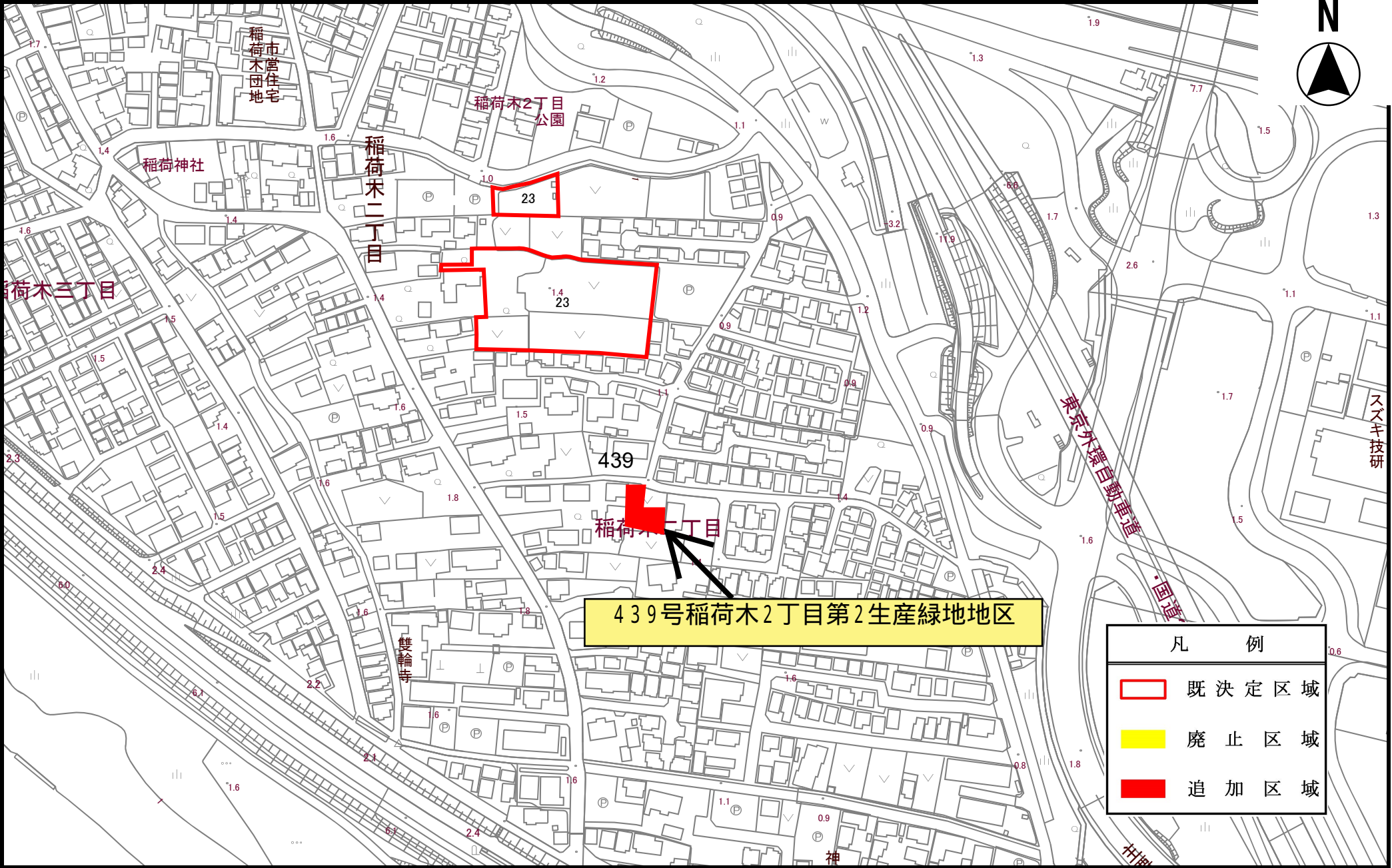
計画図10



計画図11

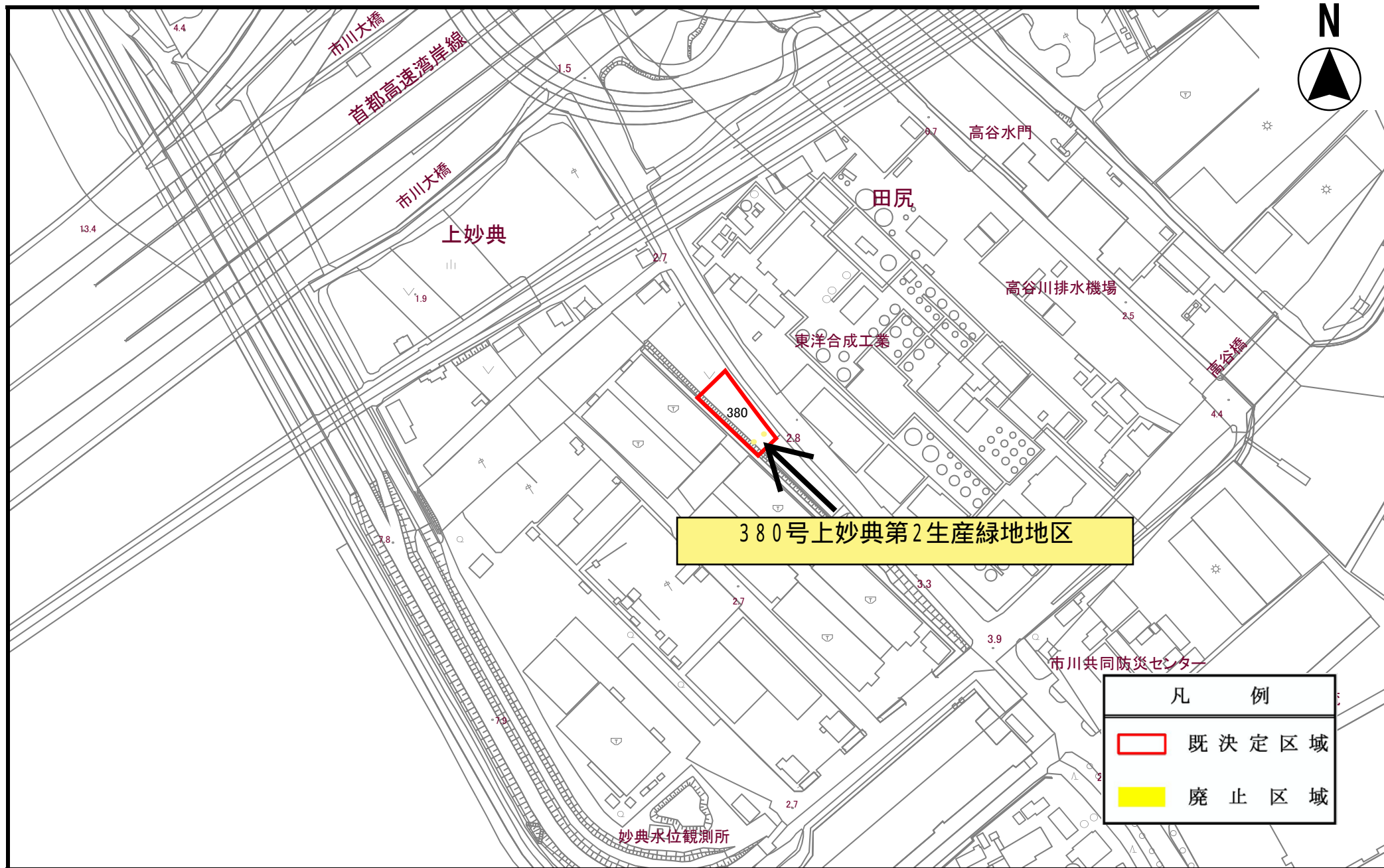


計画図12



凡 例	
	既 決 定 区 域
	廃 止 区 域
	追 加 区 域

計画図13

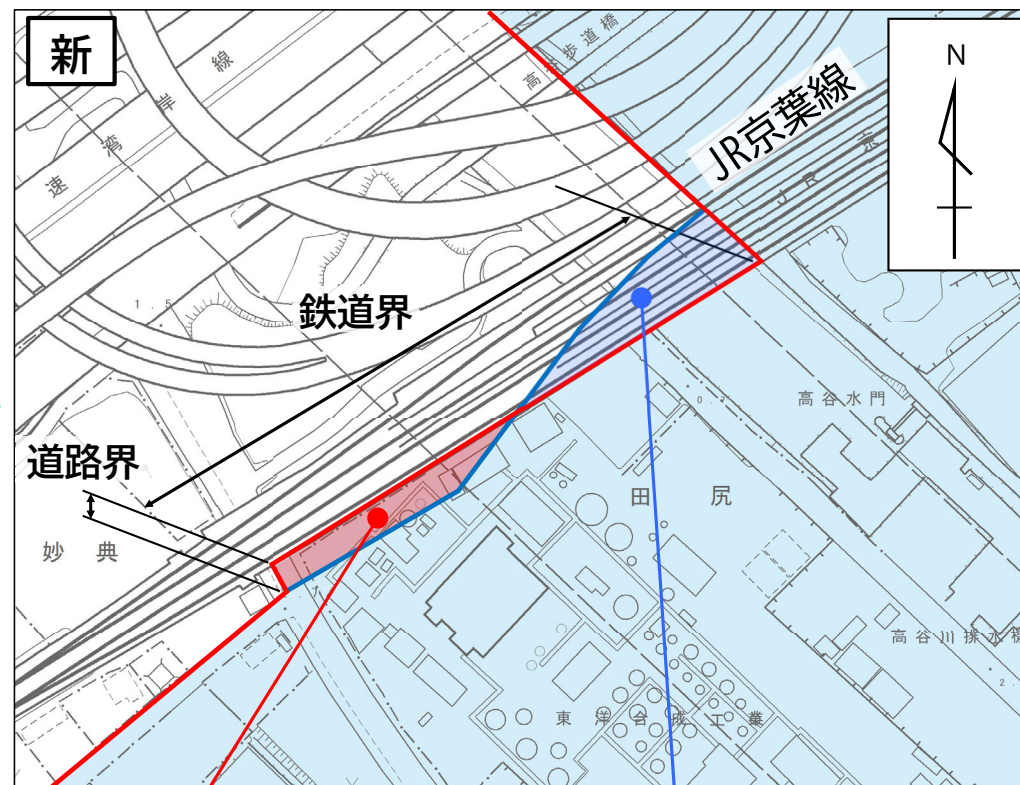
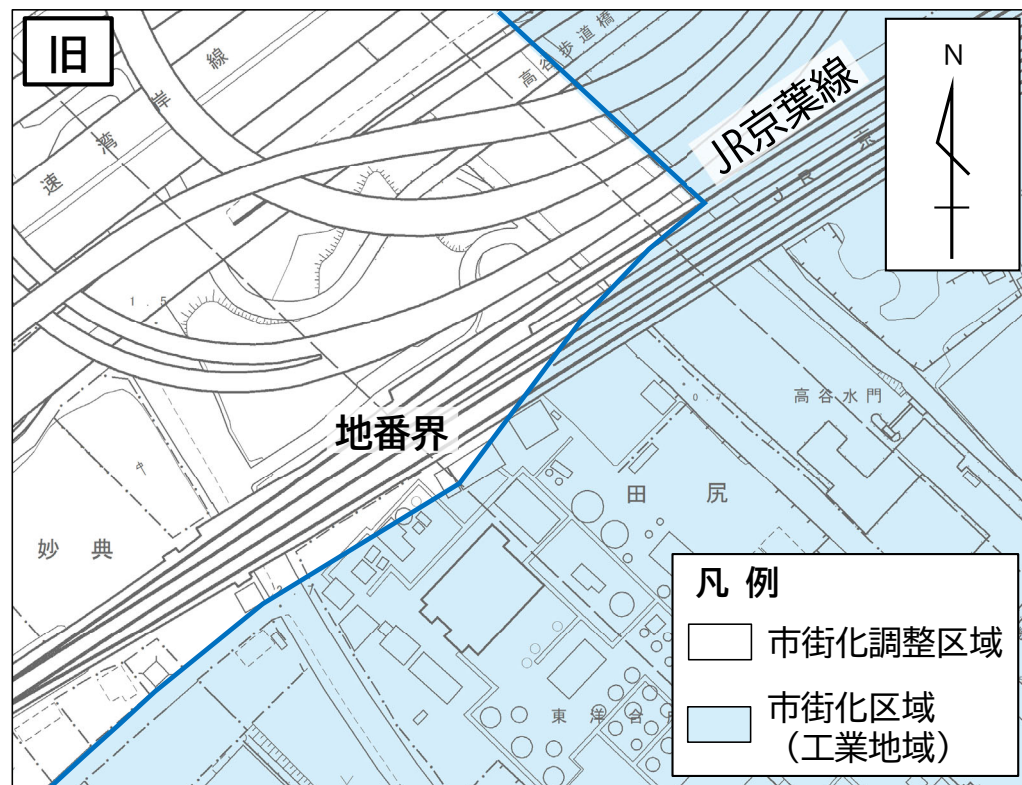


(別紙 2)

区域区分のデータ作成 (1箇所)

用途地域のデータ作成 (1箇所)

【区域区分及び用途地域変更 新旧対照】



市街化調整区域 ⇒ 市街化区域
(工業地域)
<0.1ha>

市街化区域
(工業地域) ⇒ 市街化調整区域
<0.1ha>

(別紙 3)

特定生産緑地のデータ作成

(2 5 箇所)

【対象とする生産緑地地区】

地区番号	位置	特定生産緑地の面積	指定期限日
97	北方町 4 丁目 地内	約0.19ha	2032年11月24日
98	北方町 4 丁目 地内	約1.18ha	2032年11月24日
99	北方町 4 丁目 地内	約0.79ha	2032年11月24日
100	北方町 4 丁目 地内	約0.46ha	2032年11月24日
101	北方町 4 丁目 地内	約0.13ha	2032年11月24日
103	北方町 4 丁目 地内	約0.07ha	2032年11月24日
105	北方町 4 丁目 地内	約0.18ha	2032年11月24日
108	北方町 4 丁目 地内	約0.07ha	2032年11月24日
109	北方町 4 丁目 地内	約0.08ha	2032年11月24日
110	北方町 4 丁目 地内	約0.16ha	2032年11月24日
111	北方町 4 丁目 地内	約0.42ha	2032年11月24日
113	北方町 4 丁目 地内	約0.09ha	2032年11月24日
114	北方町 4 丁目 地内	約0.36ha	2032年11月24日
115	北方町 4 丁目 地内	約0.10ha	2032年11月24日
116	北方町 4 丁目 地内	約0.42ha	2032年11月24日、 2036年12月27日及び 2041年11月27日
117	北方町 4 丁目 地内	約0.23ha	2032年11月24日
120	国分 1 丁目 地内	約0.21ha	2032年11月24日
121	国分 1 丁目 地内	約0.06ha	2032年11月24日
125	国分 1 丁目 地内	約0.14ha	2032年11月24日
126	国分 1 丁目 地内	約0.09ha	2032年11月24日
129	国分 1 丁目 地内	約0.13ha	2032年11月24日
131	国分 2 丁目 地内	約0.07ha	2032年11月24日
134	国分 3 丁目 地内	約0.79ha	2032年11月24日
135	国分 3 丁目 地内	約0.39ha	2032年11月24日
136	国分 3 丁目 地内	約1.03ha	2032年11月24日

完 了 届

令和 年 月 日

市 川 市 長 様

住 所

氏 名 印

下記のとおり業務が完了したので、届出をします。

1. 委託事務) 令和 7 年度 都市計画基礎データ整備業務委託

2. 施行場所 市川市全域

3. 契約年月日 令和 年 月 日

4. 委託金額 金 円

5. 委託期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

6. 完了年月日 令和 年 月 日